

第 4 7 号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

三谷町財産区有地の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 事故発生日 | 令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）から事故の通報を受けた同年 1 1 月 1 4 日（木）までの期間内のいずれかの日 |
| 2 | 事故発生場所 | 蒲郡市三谷町鳶欠 1 4 番 4 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 大阪市在住の個人 |
| 4 | 事故の状況 | 上記発生日及び場所において、三谷町財産区が所有する土地の斜面に生えていた木が倒れ、相手方所有の土地にある階段手すりに当たり、手すりが損傷した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 3 0 8 , 0 0 0 円 |

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。